

4 今日的な課題に対応した教育の充実

人々の価値観が多様化する現代において、いじめや不登校等の問題に対して、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応に努めることが大切です。

そうした中、子どもたちに自他を大切にすることをはぐくむためには、全教職員による教育相談の充実を図るとともに、子どもの心に寄り添った生徒指導、一人ひとりの状況に応じた特別支援教育などを推進することが大切です。

また、自ら危険を回避する力を身に付けさせるために、情報リテラシーを高める情報モラル教育の充実を図るとともに、災害発生時に迅速な避難行動をとることができるよう、防災教育を充実させるなど、社会や時代の要請に応じた教育を推進することが重要です。

4-1 教育相談の充実 4-2 いじめ問題への対応 4-3 不登校児童生徒への支援の充実
4-4 特別支援教育の充実 4-5 情報モラル教育の充実 4-6 防災教育の充実

4-1 教育相談の充実

子どもを取り巻く環境が著しく変化する中、教育相談の充実を図るためには、子どもたちに自分を大切にすることをはぐくむとともに、様々な不安や悩みを抱える子どもに寄り添った支援を行うことが重要です。

教育相談は、子どもの発達の段階を踏まえ、健やかな成長のために支援を図るものです。

全ての教職員が

- 学級担任や学年主任、養護教諭など、複数の目できめ細かく見守り、チームとして対応します。



あらゆる機会に

- 面談だけではなく、休み時間や清掃、給食、部活動など、子どもに接するあらゆる機会をとらえて行います。
- 言葉づかいや友人関係、持ち物や提出物など、ささいな変化を見逃さず、教職員間で連携を図りながらきめ細かな対応に努めます。



あらゆる手立てで

- 子どもや保護者が安心して相談できる雰囲気を心がけるとともに、相談したいというタイミングを逸することがないように、環境を整えます。
- 必要に応じて専門家や関係機関等からの助言を得ながら、子ども一人ひとりの状況に応じた支援を行います。



◆自分を大切にすることを心がけるために

◇大切にされていることを実感させるための手立ての工夫

- 一人ひとりに応じた声かけや励ましを行う。
- 子どもの得意なこと、興味があることからアプローチする。
- 子どもの話をじっくりと聞き、思いを受け止める。



◇自己有用感や自尊感情の醸成

- 一人ひとりの考えや心情を共感的に受け止める。
- 子どもが、人の役に立ち、周囲から認められる経験を通して、自らのよさに気付くことができるような活動を設定する。
- 「できた」「できなかった」に関わらず、その過程における子どもの頑張りを称揚する。

◆一人ひとりの子どもに寄り添うために

◇計画的、組織的な対応

- 定期的に面談を実施するなど、子どもが相談できる機会を計画的に設定するとともに、子どもや保護者が抱える不安や悩みを相談できる関係機関等の情報を適切に提供する。
- 教育相談担当等が中心となり、「個別の指導計画」等を通して教職員間の情報共有を図るとともに、学級担任や養護教諭、部活動担当者など、関係する職員の役割を明確にし、組織的・継続的な対応に努める。
- 子どもやその家族の不安や悩みに関する相談について、スクールカウンセラー、広域カウンセラー、「すくうる・みらい」の臨床心理士によるカウンセリングにつなげる。
- スクールカウンセラーや広域カウンセラーの助言を受けながら、教育相談に係る計画や支援のあり方を検討する。
- ヤングケアラーであることが疑われる子どもやその家族を福祉関係の機関につなぐことができるよう、子ども家庭センターやスクールソーシャルワーカーと連携を図る。
- ICTを活用し、一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図る。

<取組例>

- オンラインによる個別面談やメッセージのやり取り
- 「心の健康観察」フォーム等を活用した心身の健康状態やSOSの早期把握
- AIドリル等を活用した個別の学習支援



「心の健康観察」
フォーム

子どもの普段の様子との違いを的確に把握し、気持ちに寄り添いながら支援することが大切です。



◇保護者とのよりよい関係づくり

- 面談や電話連絡、各種通信等を通して、子どものよさや頑張りを保護者に積極的に伝えることで、学校と家庭が協力して子どもを支える関係を築く。
- 悩みや不安の程度を問わず相談してよいことを保護者に伝えたり、共感的な姿勢で話を受け止めたりするなど、相談しやすい環境づくりに努める。

4-2 いじめ問題への対応

いじめ防止の対策にあたっては、各校のいじめ防止基本方針について全教員で共通理解を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、家庭や地域と連携しながら、組織的な取組の充実を図ることが大切です。

◆いじめの未然防止に向けて

- ◇学校の教育活動全体を通じ、全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、豊かな心や互いの人権を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ◇授業や学校行事を通して、子ども一人ひとりが自己有用感や充実感を感じ、学校や学級が居心地のよい場所となるような集団づくりに努める。
- ◇学級活動、児童会・生徒会活動等における子ども主体の取組を通して、子どもたちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるよう支援する。
- ◇様々な考えや意見を出し合える雰囲気の中で、互いの違いを認め、尊重し合う学級づくりに努める。
- ◇インターネット上で起こるトラブルがいじめにつながるケースもあることから、情報モラル教育の充実を図る。



- ・日々のあいさつや声かけ、励まし、賞賛など、授業や学校行事等あらゆる教育活動での個や集団への働きかけが大切です。
- ・「いじめ防止チェックリスト」を活用し、学校の体制や事案への対応について確認しましょう。



いじめ防止チェックリスト

◆いじめの早期発見のために

- ◇いじめを相談しやすい体制を構築し、子どもや保護者との信頼関係づくりに努める。
- ◇早期発見のための手立てを工夫する。
 - ・複数の教師による観察
 - ・ふれあいノート等の活用
 - ・個別面談の実施
 - ・定期的なアンケート（無記名アンケートを含む）の実施
 - ・相談機関の周知 等
- ◇見られた兆候の程度に関わらず、積極的にいじめを認知する。
- ◇次のような場合であっても子どもの感じる被害性などに着目し、教員間で情報を共有しながら迅速で正確な事実関係の把握に努める。
 - ・けんかやふざけあい
 - ・本人がいじめられている状況を否定している
 - ・悪意のない行為だが、被行為者に苦痛を与えている



- ・子どもや保護者が相談しやすい雰囲気づくりや体制の整備を進めましょう。
- ・リーフレットや資料等を活用し、学校内外の相談窓口の周知を図りましょう。



いじめ防止リーフレット
掲載HP

◆家庭や地域との連携を密に

- ◇いじめの相談を受けた際には、管理職を含めた複数の教員で組織的対応の方針を協議し、保護者にも丁寧に説明する。
- ◇PTAや学校運営協議会などの機会に、自校のいじめ防止の取組や対応を説明し、点検・評価を受けるとともに、次のことについて、共通理解を図る。
 - 子どもの変化を見逃さず、話にじっくり耳を傾け、学校と相談する。
 - 問題の解決にあたっては、具体的ないじめの行為や子どもの言動だけにとらわれず、それまでの人間関係など、いじめの背景を把握した上で対応する。
 - 家庭においても、「いじめは決して許されない」行為であることを確認する機会を設ける。

いじめへの初期対応

- ◇いじめの疑いがある場合には、管理職のリーダーシップの下、教員は他の業務に優先して迅速かつ丁寧に対応するとともに、速やかに「学校いじめ対策委員会」で協議し、聞き取りの仕方や内容、見守りの体制について確認するなど、学校の組織的な対応につなげる。
- ◇いじめられた子どもやいじめを知らせてくれた子ども、およびその保護者に「絶対に守る」ことを約束し、安全確保に努める。

特定の教員が、いじめに係る情報を抱え込むことがないように、迅速に報告・連絡・相談できる体制を整え、組織的に対応することが必要です。



いじめられた子どもへの対応

- ◇事実確認する際は、把握すべき内容を整理し、複数の教員で聞き取るとともに、聞き取った内容に付け足しや間違いなどがいないかを確認する。
- ◇安心して学校生活を送ることができるよう、座席やグループに配慮したり、見守り体制を整備するなど、本人や保護者の思いや願いに寄り添った対応を、継続的に連携して取り組む。
- ◇学校生活に不安を感じ、遅刻や欠席の日数が増えている場合は、学校が安心・安全な環境であることを本人や保護者に具体的に示すとともに、状況に応じた学習保障を行う。

いじめた子どもへの対応

- ◇事実確認する際は、複数の教員で事実を正確に聞き取る。その際、把握すべき内容を整理した上で聞き取ることや、事実確認と聞き取った内容についての指導を同時に行わないことに留意する。
- ◇いじめ行為について適切に指導するとともに、子どもの気持ちやいじめの原因・背景等を踏まえた上で、心からの反省を促す。

保護者への対応

- ◇いじめを認知した際は、学校の方針を明確に説明し、了承を得た上で対応にあたる。
- ◇事実確認の結果や指導の状況、指導後の子どもの様子について丁寧に情報提供を行う。

事案の記録と再発防止に向けた継続的な指導

- ◇事案について正確に記録し、継続的な指導につなげるとともに、記録を適切に管理する。

事案を時系列で整理して記録することが大切です。

- ・どんないじめ行為があったかを整理し、聞き取りの結果と関連させてまとめる。
- ・「学校いじめ対策委員会」を行った日時と構成する教員等を記録する。 など



- ◇解消している状態に至った場合でも、再発する可能性があることを踏まえ、いじめられた子ども、およびいじめた子どもについては、保護者と連携し、注意深く観察する。
- ◇いじめの事案や子ども同士のトラブルの発生後に、次のような状況が見られる場合は、教育委員会（学校教育課）にも連絡し、連携して対応に取り組む。
 - ・連続した欠席
 - ・医療機関の受診
 - ・診断書の提出
 - ・転校の希望 など

4-3 不登校児童生徒への支援の充実

不登校の未然防止を図るためには、人間関係を築く力をはぐくみ、自己有用感や自己存在感を高める学級づくりや集団づくり、授業づくりを行うことが大切です。また、不登校児童生徒への支援にあたっては、子どもが自らの進路を主体的にとらえ、社会的な自立を目指すことについて、教職員間ではもとより保護者とも共通理解を図る必要があります。不登校対応コーディネーターを中心に、子どもの状況に応じて家庭や関係機関と連携を図ったり、ICTを活用するなどし、組織的、計画的な支援を行うことが重要です。

◆不登校の未然防止に向けて

- ◇人間関係を築く力をはぐくむ学級づくり・集団づくり
 - 学習活動や係活動、当番活動において、一人ひとりが活躍できる場面をつくとともに、周囲と協力する機会を意図的に設定し、互いのよさを感じることができるようにする。
 - コミュニケーション能力の育成のため、計画的にソーシャルスキルトレーニングなどを実施する。
- ◇人との関わりを通して、達成感を味わい自己有用感をはぐくむ授業づくり
 - 各教科等の授業における一人ひとりの理解やペースに応じた支援や、教師の日常的な関わりにより、子どもが安心して学べる環境を整える。
 - 自分が誰かの役に立ち、誰かに支えられていることを実感できるような交流活動や、やればできるという達成感を味わうことができるような体験活動を計画的に実施する。
- ◇子ども一人ひとりの状況や発達の段階に応じた支援の工夫
 - 友人関係や学業不振など、気になる子どもについて教職員間で丁寧な情報交換を行い、登校しづらいつ感じている状況に配慮しながら個別の支援に生かす。
 - スクールカウンセラーや養護教諭等の講話会などにより、思春期の心身の変化や、人間関係や進路選択に関わる不安やストレスへの対処方法、SOSの出し方や受け止め方などを学ぶ機会を設定する。
 - 中学校生活に対する不安を解消できるよう、小中交流活動や部活動体験、ガイダンス等を充実させる。
- ◇教育相談の充実（→P16、17 教育相談の充実参照）
 - あらゆる教育活動を通して行う教育相談のあり方について共通理解を図り、組織的に取り組む。
 - 子どもの置かれている環境に働きかけて状態を改善する必要があるときには、学校、家庭、関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカー等の活用を図る。
- ◇特別支援教育の視点を取り入れた適切な対応（→P22、23 特別支援教育の充実参照）
 - 一人ひとりの状況や特性に応じた支援のあり方を検討する際には、特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーターの見立てや、外部機関からの助言を取り入れる。

◆初期の対応にあたって

- ◇不登校対応コーディネーターを中心とした組織的な対応
 - 管理職や学年部、養護教諭、スクールカウンセラー等による不登校対応チームを編成し、子どものこれまでの様子などについて情報共有を行うとともに、不登校対応コーディネーターを中心に支援方針を協議する。
 - 学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等、子どもや保護者にとって相談しやすい職員による家庭訪問や面談を実施するほか、校内教育支援センターを活用するなど、適切に対応する。

校内教育支援センターの活用

校内教育支援センターは、教室に入りづらい子どもの安心できる居場所であり、落ち着いて学習や生活ができる場として、各校に設置します。

子どもが、教室での生活に対する不安や負担を感じている段階から活用することができるよう、環境を整えましょう。また、活用の方法について、全ての教職員の共通理解のもと、保護者への周知を図りましょう。

◆不登校が継続している場合

◇組織的・計画的な支援

- 校内教育支援センターや保健室等、学校における居場所づくりを行うなど、校内の環境を整える。
- 学級担任と養護教諭、スクールカウンセラーなどが連携した継続的な家庭訪問を実施する。
- スクールカウンセラー等の助言を踏まえた適切なアセスメントのもと、子どもの状況や指導の経緯等を記録した個別の支援計画を作成し、全教職員で共通理解を図る。
- 保護者との連携を密にし、支援の方針について保護者と共通理解を図る。
 - ・子ども・保護者が持つ不安や悩み、要望等を理解する。
 - ・関係機関等に関する情報を保護者に提供し、保護者の負担軽減を図る。
- ICTを活用し、一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図る。
 - ・授業の様子を校内の別室や自宅にオンラインで中継したり、自宅にいる子どもに対し、面談や学習支援を行ったりする。
 - ・学校や自宅、「すくうる・みらい」をオンラインでつなぎ、子どもや保護者が教員や相談員との面談等を行う。
- 民間施設やフリースクール、ICT教材等、学校外の居場所や学びの機会について保護者等に情報を提供する。



不登校児童生徒の支援に関するリーフレット掲載HP

会うことが難しい子どもについて、定期的（1か月に1回程度）な安否の確認が必要です。確認が難しい場合は、教育委員会（学校教育課）や関係機関と連携して取り組みます。



教室に入りづらい子どもには…

◆校内教育支援センター

- ・不安解消や気持ちを落ち着ける居場所となります。
- ・ゆっくり自分のペースで学習を進めることができます。

学校で心理士に相談したいときは…

◆スクールカウンセラー

*各中学校に配置

- ・子どもや保護者の不安や悩みの状況から不登校の要因をアセスメントし、心理的な観点から支援策を立案します。

◆広域カウンセラー

*小学校を中心に、要請に応じて派遣

- ・心理に関する専門性を持ち、子どもや保護者への相談対応および教職員に対して、助言や援助を行います。

関係機関との連携を図りたいときは…

◆スクールソーシャルワーカー

- ・福祉の専門性を持ち、問題を抱えた子どもが置かれた環境に働きかけ、学校、家庭、地域の関係機関等をつなぎ、問題解決に向けて支援します。

子育てや福祉に関わる相談は…

◆各関係機関・団体

- ・秋田県子ども・女性・障害者相談センター
- ・秋田市子ども家庭センター 家庭教育相談（ぐりーん・えこー）
- ・秋田市福祉関係各課
- ・民生委員、児童委員
- ・要保護児童対策地域協議会

外出できる子どもには…

◆「すくうる・みらい」

- ・一人ひとりに応じた相談活動や学習支援を実施します。
- ・集団活動を通して、学校や社会生活に適應する力をはぐくみます。
- ・保護者の方に対して、相談活動等の支援を行います。
- ・体験活動等を実施します。

◆秋田明德館高校

「スペース・イオ」通級指導

引きこもりがちなお子には…

◆フレッシュフレンド

- ・子どもの心の安定を図ることを目的に、家庭に引きこもりがちなお子どもの自宅に、心理学を専攻している大学生等を派遣します。

保護者同士がつながる場として…

◆心のふれあい相談会

- ・不登校児童生徒の保護者を対象とした座談会や、臨床心理士との個別相談等を開催しています。
- ・7月頃と12月頃の年に2回開催しています。

本人とその保護者が
孤立しない働きかけを



連携・協働して支援する
体制づくりを

自宅での学習支援等については…

◆自宅でのICT活用

- ・授業のオンライン中継や、AIドリル等による学習支援を行い、その成果を出席の扱い等に反映することができます。

◆「すくうる・みらい」

- ・通級が難しい子どもに対して、ICTによる支援を行います。

◆秋田明德館高校

「スペース・イオ」IT学習

- ・IT学習による支援を受けることができます。

医療の支援が必要な場合は…

◆医療機関等

- ・欠席の要因として、病気や心身の不調などが疑われる子どもに対しては、医療機関に相談することができます。

学校以外の居場所や学びの機会として…

◆民間施設の利用

- ・フリースクール等、不登校の子どもたちを支援する民間施設での活動を、出席の扱い等に反映することができます。

4-4 特別支援教育の充実

〈参照：「令和8年度秋田市の特別支援教育」P60〉

特別な配慮を必要とする子ども一人ひとりの状況に応じて、適切な指導や支援の手立てを講じるためには、その子どもの持つ障がいや困難さの背景などについての理解を深め、教育的ニーズを把握した上で、校内委員会において具体的な支援内容を明確にして全校体制で取り組むとともに、保護者との信頼関係を構築することが大切です。

また、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが相互理解を深め、共に生きていこうとする態度をはぐくむ「交流及び共同学習」を、計画的・継続的に実施することが重要です。

◆子ども一人ひとりに応じた指導・支援の検討と見直し

- ◇障がいの有無にかかわらず、教育上特別な配慮を必要とする子どもが適切な支援を受けられるよう、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について理解した上で、指導や支援を行う。
- ◇多面的・多角的な視点から実態把握を行い、指導目標や指導・支援方法等を具体的に表した「個別の指導計画」(※1)を作成し、子どもに関わる全ての教職員で共有して指導にあたる。
- ◇「個別の指導計画」が、子どもの教育的ニーズや必要な支援の内容を踏まえた計画となっているかPDCAのサイクルで見直し、指導内容や方法を改善し効果的な指導を行う。

※1「個別の指導計画」…一人ひとりの障がいの状態等に応じたきめ細かな指導を行うために、指導目標や指導支援方法等を具体的に表すもの

◆保護者等との連携

- ◇学校の指導や支援の方針を説明するとともに、子どもの成長を積極的に伝えることにより、学校への信頼感や保護者の子どもへの肯定的なとらえに結び付ける。
- ◇学校と保護者が目指す子どもの姿を共有しながら、同じ思いで成長を支えることができるよう、「個別の指導計画」の目標や指導・支援のあり方について、保護者と共に見直しを行う。
- ◇子どもや保護者の願いを踏まえ、子どもの教育的ニーズや必要な支援を整理した「個別の教育支援計画」(※2)を作成し、保護者や関係機関との共通理解を図るとともに、それぞれの役割を明確にする。
- ◇子どもや保護者から合理的配慮の提供の申し出があった場合は、合理的配慮の内容や提供場面等を校内委員会で検討した上で、子どもや保護者と合意形成を図るとともに、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」に記載し、全教職員の共通理解のもと、指導や支援を行う。
- ◇長期的な視点で継続した支援が行われるよう、保護者の了承のもと、校種間において、または関係機関と「個別の教育支援計画」を共有し、引継を確実にを行う。

※2「個別の教育支援計画」…子どもの自己実現に向け、関係する機関等が指導・支援の方向性を共通理解し、連携して一貫した支援を行うために、役割分担を明確に表すもの

◆「交流及び共同学習」の充実

- ◇支援に関わる教職員等が、特別な教育的支援が必要な子どもの実態や、活動の意義やねらい、指導の手立てについて、十分に理解して指導にあたることのできるよう、事前の打合せを丁寧に行う。
- ◇「交流及び共同学習」の実施について、年間指導計画に位置付けるなど、計画的・継続的に取り組む。
- ◇特別な教育的支援が必要な子ども一人ひとりが達成感を味わうことができるよう、「個別の指導計画」をもとに、誰がどのような指導や支援を行うのか役割を明確にするなど、必要な指導体制を整える。
- ◇全ての子どもが主体的に学習活動に取り組むことができるよう、学習の流れを示し、見通しを持って活動できるようにするなど、内容や方法を工夫して分かりやすい授業づくりに努める。
- ◇子どものよさを認め、次の活動への意欲に結び付けることができるよう、活動直後の状況だけでなく、その後の日常生活における変容をとらえるなど、継続して評価を行う。

◆組織的・計画的な特別支援教育の推進

- ◇校内委員会を定期的に開催し、特別な配慮を必要とする子どもの教育的ニーズに応じた指導・支援のあり方や、適切な教育課程や就学等について検討するとともに、教職員それぞれが担う校内での役割を明確にし、専門性等を生かした支援体制を構築する。
- ◇学校、保護者、関係機関の役割を明確にするとともに、連携を密にして支援する。

子ども



保護者



保護者は、子どもを指導・支援する上での最大の情報提供者であり、協力者です。日々の情報交換を大切にするとともに、学校で取り組むこと、家庭でできることを伝えて、役割分担を明確にしましょう。

学級担任・特別支援学級担任・日本語指導担当教員

- ・実態把握 ・個に応じた支援の工夫 ・教室環境整備 ・個別の指導計画等の作成 他
- *特別支援学級担任は、学級担任に対し、障がいや特性に応じた指導や支援の方法について助言を行う。
- *日本語指導担当教員は、対象児童生徒に対して「特別的教育課程」を編成し、日本語指導および学習評価を行う。



学年部・養護教諭

- ・生活・学習上の支援
- ・子どもの情報共有
- ・学級担任等のサポート

通級指導教室担当

- ・指導や支援の方法についての助言や情報提供
- ・生活・学習上の支援

特別支援教育コーディネーター

- ・学級運営や指導・支援への助言
- ・校内研修の企画・運営等
- ・個別の指導計画等の作成や見直しに対する助言
- ・校内委員会、個別ケース会議の開催
- ・保護者相談の窓口、保護者対応のバックアップ
- ・関係機関との連絡調整



学級生活支援サポーター 日本語指導支援サポーター 医療的ケア看護職員

- ・生活・学習上の支援
- ・医療的ケアの実施と情報共有
- ・子どもの情報共有

外部専門機関等

- ・関係小・中・高等学校（出身校・進学先）
- ・幼稚園、保育所（園）、幼保連携型認定こども園等
- ・特別支援学校
- ・市教育研究所（相談電話・教育相談）
- ・小・中学校等特別支援チーム
- ・医療機関等（主治医、専門医療機関、健診機関等）
- ・保健所
- ・市障がい福祉課
- ・県発達障害者支援センター
- ・子ども・女性・障害者相談センター（中央児童相談所）
- ・放課後等デイサービス事業所 他

外部専門機関等との連携

教育、医療、福祉関係者等で構成される小・中学校等特別支援チームや、特別支援学校のセンター的機能を活用することにより、子どもが抱える困難さを専門的な視点から理解することができ、具体的な支援につながります。

◆小・中学校等特別支援チームによる相談・支援

- ・校内支援体制の機能向上を図るために、情報提供やケース会議等における助言を行います。
- ・特別支援学級を新設する学校に、学級運営の準備を進める上で必要な情報を提供します。
- ・教職員に対し、子どもの実態把握や指導・支援の方針について助言を行います。
- ・効果的な指導・支援につながるよう、対象となる子どもの個別の指導計画および個別的教育支援計画の作成・活用・評価について助言を行います。
- ・教職員に対し、対象となる子どもへの具体的な支援等、特別支援教育に関する校内研修会への協力をを行います。

◆特別支援学校のセンター的機能

- ・教職員に対し、子どもの実態把握や「障がい理解授業」に関する支援を行います。
- ・教職員、子どもおよびその保護者に対し、学習面や生活面に関する教育相談や進学などの情報提供を行います。
- ・子どもの障がい等に応じた学習方法や補助具の活用等、情報提供を行います。
- ・医療、福祉、労働などの関係機関等に関する情報提供を行い、学校との連絡・調整を支援します。
- ・教職員に対し、特別支援教育に関する校内研修会への協力をを行います。
- ・教職員、子どもおよびその保護者に対し、特別支援学校の授業参観や体験学習の受入れを行います。

*教育研究所教育相談担当を通じてお申し込みください。

4-5 情報モラル教育の充実

各校に1人1台のタブレット端末が整備され、家庭でも多くの子どもが日常的にSNS等を利用するなど、子どもたちを取り巻く情報環境が変化中、子どもたちには主体的かつ適切に情報技術を活用し、デジタル社会のよき担い手となるための知識や技能などを身に付けることが求められています。

そのため各校では、子どもたちの情報活用能力を高めるため、発達の段階に応じて計画的に指導するとともに、情報技術の適切な利用について自ら考え、行動できるよう、子ども主体の取組や、家庭・関係機関と連携した取組を推進することが重要です。

◆計画的な指導の充実

- ◇各校の「ICT活用スキル体系表」を活用するなどし、子どもの発達の段階に応じ、情報を適切に取捨選択して活用する力や安全に活用する力などの情報活用能力をはぐくむ。
- ◇社会環境の変化や子どもの実態を把握し、ネットトラブルの未然防止に向けた取組について、情報モラル教育の年間指導計画に位置付ける。
- ◇情報モラルと各教科等の指導内容を関連付けた指導を行う。

<取組例>

- 社会科の学習において、情報や情報通信技術を活用する産業の役割について学習する際、情報を適切に見極めて活用する必要があることや、自他の個人情報の保護や適切な取扱いが必要であることなどについて考える。
- 道徳科の学習において、スマートフォンやタブレット端末を長時間使った際の心身への影響等に関する内容を取り上げ、節度ある使い方について考える。



小・中9年間で育成を目指すICT活用スキル体系表(例)

◆子ども主体の取組の推進

- ◇児童会や生徒会が中心となり、学級や全校集会等において、学校や家庭におけるインターネット利用のルールやマナーについて話し合うなど、子どもが主体的に考える機会を設定する。

中学生サミットの取組 ～デジタルネイティブ宣言の実践～

「デジタルネイティブ宣言」の理念を実践に結び付け、実効性のある取組として推進できるよう、中学校の生徒会代表がオンラインによる交流活動を行いました。

【活動を通して考えたこと】

- オンラインでは、表情や相づちで伝えるなど、会話以外のコミュニケーションも大切なことだと分かった。
- 実際に対面する会議と同じように話し合いを進めることができた。今後もオンラインで交流したいと思った。



◆家庭・関係機関との連携

- ◇学年PTAや学級懇談等の機会に、ネットリテラシーに関する啓発資料(※)などを用いて、子ども自らが適切に判断してICTを活用する力をはぐくむことの大切さについて家庭と共通理解を図る。
- ◇ICTのよりよい使い方を、子どもと保護者が共に考えることができるよう、警察や携帯電話会社等の外部講師を活用した親子ネット安全教室等を実施する。
※ネットリテラシーに関する啓発資料…「ネットリテラシーの育成に向けた協議会」が作成した啓発資料



R7
啓発資料



4-6 防災教育の充実

子どもの防災意識を高め、非常時にも一人ひとりが主体的に判断し行動する力をはぐくむためには、各教科等の学習や避難訓練において具体的かつ実践的な指導の充実を図ることが大切です。

また、急激な気象状況の変化によって引き起こされる洪水や土砂災害、想定を超える地震など、大規模な災害時にも子どもたちの命を確実に守り抜くことができるよう、家庭、地域、関係機関等との連携・協働を推進するとともに、自校の危機管理マニュアル等を見直し、改善を図ることが必要です。

◆主体的に判断し行動する力をはぐくむ指導の充実

◇災害等の発生に伴う危険について理解し、自らの安全を確保するための適切な行動をとることができるよう、発達の段階を踏まえ、各教科等の指導内容を関連付けた防災教育年間指導計画を作成する。

◇防災意識を高めることができるよう、各教科等での指導の充実を図る。

<取組例>

- 理科の学習において、流れる水の働きと土地の変化を調べる活動を通して、河川の水が自然災害をもたらすことを理解し、自分の身を守る行動について考える。
- 総合的な学習の時間において、地域をフィールドにした調査活動をもとに防災マップを作成し、安全な避難経路や災害時に取るべき避難行動について話し合う。

◇様々な状況に対応する力をはぐくむことができるよう、訓練の内容を工夫する。

<取組例>

- ブラインド型避難訓練（災害種や発生時刻などを知らせずに訓練を行う）
- 停電時や機器の故障を想定した訓練（校内放送を使用せずに訓練を行う）
- 緊急地震速報の訓練（アラートが鳴った後に、身を守るための安全行動を行う）
- 積雪時や厳寒期の避難訓練（屋根からの落雪を回避した避難経路の確認や避難場所に避難後に留まることを想定し、防寒対策を講じた避難訓練を行う）
- 水害を想定した避難訓練（浸水の高さを想定し、水平避難、垂直避難を行う）
- クマ等の野生動物の出没を想定した訓練（屋外から屋内へ移動し安全を確保する）

◆家庭、地域、関係機関等と連携・協働した取組の推進

◇家庭と連携した引き渡し訓練や他校種との合同訓練、地域の防災訓練への参加など、家庭や地域との連携のあり方について学校運営協議会等で協議を行う。

◇気象台や大学等の職員による講話会や、消防本部や自衛隊等と協働した体験活動を実施するなど、関係機関の積極的な活用を図る。



【関係機関と連携した防災訓練】

クマ等の野生動物の被害を防ぐために

- クマの出没時の安全対策や連絡体制などについて危機管理マニュアルに記載し、全教職員で共通理解を図るとともに、地域と連携し、学校周辺の誘因物の除去や草刈りを行うなど、安全管理・危機管理体制を整備する。
- クマ等の野生動物の習性について学ぶ機会を設定したり、クマ鈴等の携行について指導したりするとともに、登下校時における遭遇等、緊急事態が発生した場合の対処について、実際の動きを伴った訓練を実施するなど、安全指導の徹底を図る。

◆危機管理マニュアル等の見直しと改善

- ◇各校の地理的条件等を踏まえた実効性のある学校安全計画や、危機管理マニュアル等となるよう、想定される様々な危険とその対応、教職員の役割分担について、不断の見直しを図る。
- ◇複合的な災害の発生を想定し、複数の避難場所や避難経路を設定する。
- ◇全ての教職員が迅速かつ適切な判断で対応できるよう、事前・発生時・事後の3段階を想定し、各段階でとるべき対応をあらかじめ整理する。
- ◇安全教育と安全管理が一体的に推進できる内容となるよう配慮する。
- ◇避難訓練等で得られた成果や課題、地域住民や関係機関等の助言などを踏まえた見直しと改善に努め、校内研修等で共通理解を図る。

3段階の危機管理を想定した見直しのポイント

●事前の危機管理<備える>

- 日常の安全点検活動と管理担当者への報告体制が整備されている。
- 災害種や発生時刻など、様々な状況を想定した避難訓練を実施している。
- 学校防災に関する研修計画を立て、実施している。
- 子どもの主体的な行動を促す安全教育が計画されている。

●発生時の危機管理<命を守る>

- 災害等発生時の対応の手順が明確になっている。
 - ・情報収集
 - ・教職員への連絡や参集
 - ・通報や緊急連絡
 - ・応急手当
 - ・避難場所までの避難経路 等
- 校外学習・修学旅行時、休日の部活動中、登下校中など、災害発生時の状況に応じた対応について規定されている。
- 様々な事故や災害等への対応について規定されている。
 - ・地震、津波
 - ・校地内の不審者侵入
 - ・登下校時の不審者事案
 - ・大雨による洪水や土砂災害、雷、竜巻などの気象災害
 - ・クマ等の野生動物の出没
 - ・弾道ミサイルの発射や学校への犯罪予告などの危機事象 等
- 特別な配慮を必要とする子どもへの対応が明確になっている。
 - ・障がいのある子ども
 - ・食物アレルギーのある子ども 等

非常時の校内の連絡体制を整備し、職員間で共有することが大切です。



●事後の危機管理<立て直す>

- 子どもの負傷の状況や安否情報を確認する体制が整備されている。
- 保護者への連絡体制が整備されているとともに、子どもの引渡しのルールや方法が共通理解されている。
- 事故等に遭遇した子どもや保護者への支援体制が確立されている。
- 発生原因の調査や安全対策の検証、再発防止策などについて記載されている。

<参照：「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省）>